

(別紙)

「地方税法施行規則附則第7条第6項、第9項第2号、第10項第2号及び第11項第3号の規定に基づく国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類（増改築等工事証明書）について」（令和4年国住政第7号・国住生第7号・国住指第6号）
新旧対照表

(傍線を付した部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
国土交通省住宅局<u>住宅経済・法制課長</u> (公印省略) 住 宅 生 産 課 長 (公印省略) 建 築 指 導 課 長 (公印省略) 地方税法施行規則附則第7条第6項、第9項第2号、第10項第2号及び第11項第3号の規定に基づく国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類（増改築等工事証明書）について (略) 1 固定資産税額の減額措置の概要 (略) 2 根拠条文等 ・法附則第15条の9第1項から第3項まで及び第9項から第12項まで並びに第15条の9の2 ・令附則第12条第18項から第21項まで及び第30項から第46項まで ・規則附則第7条第6項、第9項第2号、第10項第2号及び第11項第3号 ・昭和63年建設省告示第1274号 ・平成18年国土交通省告示第465号及び第466号 ・<u>平成20年国土交通省告示第515号及び第516号</u>	国土交通省住宅局住 宅 企 画 官 住宅生産課長 (公印省略) 建築指導課長 (公印省略) 地方税法施行規則附則第7条第6項、第9項第2号、第10項第2号及び第11項第3号の規定に基づく国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類（増改築等工事証明書）について (略) 1 固定資産税額の減額措置の概要 (略) 2 根拠条文等 ・法附則第15条の9第1項から第3項まで及び第9項から第12項まで並びに第15条の9の2 ・令附則第12条第18項から第21項まで及び第30項から第46項まで ・規則附則第7条第6項、第9項第2号、第10項第2号及び第11項第3号 ・昭和63年建設省告示第1274号 ・平成18年国土交通省告示第465号及び第466号 ・<u>平成20年国土交通省告示第515号（5において「平成20年告示」という。）</u> 及び第516号

3 対象となる既存住宅の要件

(略)

4 耐震改修の要件

(略)

5 熱損失防止改修工事等の要件

熱損失防止改修工事等減額措置又は長期優良住宅化改修減額措置の適用対象となる熱損失防止改修工事等は、(1)若しくは(2)及び(3)の要件を満たす熱損失防止改修工事等とされています。

(1) 次の表における①の改修工事又は①の改修工事と併せて行う②から④までの改修工事で、各改修部位が施行後に新たに次の表の各項のいずれかに該当することとなる熱損失防止改修工事であること

	熱貫流率	
①窓の断熱性を高める改修工事 (8地域を除く。)	住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年国土交通省告示第266号。以下「住宅仕様基準」という。)第1項(3)イの表に掲げる基準値以下	
8地域	建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置	
窓の日射遮蔽性を高める改修工事	住宅仕様基準第1項(3)ロの表の8の項の右欄に掲げる事項に該当	
	熱貫流率	熱抵抗
②天井等の断熱性を高める改修工事	住宅仕様基準第1項(2)イの表に掲げる基準値以下	住宅仕様基準第1項(2)ロ(イ)の表に掲げる基準値以上
③壁の断熱性を高める改修工事	下	住宅仕様基準第1項(2)ロ(イ)の表に掲げる基準値以上(鉄骨造で充填断熱工法にあっては住宅仕様基準第1項(2)ロ(ロ)の表に掲げる基準値以上)
④床等の断熱性を高める改修工事		住宅仕様基準第1項(2)ロ(イ)の表に掲げる基準値以上

3 対象となる既存住宅の要件

(略)

4 耐震改修の要件

(略)

5 熱損失防止改修工事等の要件

熱損失防止改修工事等減額措置又は長期優良住宅化改修減額措置の適用対象となる熱損失防止改修工事等は、(1)若しくは(2)及び(3)の要件を満たす熱損失防止改修工事等とされています。

(1) 次の表における①の改修工事又は①の改修工事と併せて行う②から④までの改修工事で、各改修部位が施行後に新たに次の表の各項のいずれかに該当することとなる熱損失防止改修工事であること

	熱貫流率	
①窓の断熱性を高める改修工事 (8地域を除く。)	平成20年告示別表1-1の基準値以下	
8地域	建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置	
窓の日射遮蔽性を高める改修工事	平成20年告示別表1-2に該当	
	熱貫流率	熱抵抗
②天井等の断熱性を高める改修工事	平成20年告示別表2の基準値以下	平成20年告示別表3の基準値以上
③壁の断熱性を高める改修工事		平成20年告示別表3の基準値以上(鉄骨造で内張断熱工法及び外張断熱工法以外の工法にあっては平成20年告示別表4の基準値以上)
④床等の断熱性を高める改修工事		平成20年告示別表3の基準値以上

備考 (削る) (i) (略) (2) (1) の工事及びこれらの工事と併せて行う次のアからカまでに定める設備の取替え又は取付けに係る工事であること。 ア 次に掲げる太陽熱利用冷温熱装置 1 冷暖房等及び給湯の用に供するもののうち、日本産業規格 A4112 に適合するもの（蓄熱槽を有する場合にあっては、日本産業規格 A4113 に適合する太陽蓄熱槽を有するものに限る。） 2 給湯の用に供するもののうち、日本産業規格 A4111 に適合するもの イ～エ (略) オ エアコンディショナー（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和 54 年政令第 267 号）第 18 条第 2 号に掲げるエアコンディショナーのうち、日本産業規格 C9901 に定める省エネルギー基準達成率が 114 パーセント以上のものに限る。） カ (略) (3) (略)	備考 <u>(i) ②から④については、平成 20 年告示別表 3（鉄骨造の住宅であって外張断熱工法及び内張断熱工法以外のものについては別表 4）において、断熱材の熱抵抗の基準が規定されていますが、補足として、別表 1（鉄骨造であって外張断熱工法及び内張断熱工法以外のものについては別表 2）に断熱材の必要厚さを地域別に示します。</u> (ii) (略) (2) (1) の工事及びこれらの工事と併せて行う次のアからカまでに定める設備の取替え又は取付けに係る工事であること。 ア 次に掲げる太陽熱利用冷温熱装置 1 冷暖房等及び給湯の用に供するもののうち、日本産業規格 A4112 に適合するもの（蓄熱槽を有する場合にあっては、日本産業規格 A4113 に適合する太陽蓄熱槽を有するものに限る。） 2 給湯の用に供するもののうち、日本産業規格 A4111 に適合するもの イ～エ (略) オ エアコンディショナー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和 54 年政令第 267 号）第 18 条第 2 号に掲げるエアコンディショナーのうち、日本産業規格 C9901 に定める省エネルギー基準達成率が 114 パーセント以上のものに限る。） カ (略) (3) (略)
6 増改築等工事証明書の発行主体 (略) 7 増改築等工事証明書の発行事務 (略) 8 住宅品質確保促進法に基づく住宅性能評価書の取扱い (略) (削る) (削る)	6 増改築等工事証明書の発行主体 (略) 7 増改築等工事証明書の発行事務 (略) 8 住宅品質確保促進法に基づく住宅性能評価書の取扱い (略) 別表 1 <u>地域別断熱材の必要厚さ</u> (略) 別表 2 <u>地域別断熱材の必要厚さ</u>

	(略) <u>(鉄骨造住宅で外壁の外張断熱工法又は内張断熱工法以外の工法)</u>
--	---